

J R 東海労働組合関西地「発」第2号  
2017年 6月21日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 清水 厚真 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 関西新幹線サービックにおける職場環境改善の「団体交渉」開催の申し入れ

貴社におかれましてはご清栄のことと存じ上げます。

J R 東海労働新幹線関西地本内の多くの組合員が、出向（専任社員含む）会社で働いております。その中でも、株式会社関西新幹線サービック会社内の各事業所で働く出向者の職場環境が著しく過酷であり、諸問題が発生しております。

よって、下記の内容で申し入れをするので早急に団体交渉を開催し改善されたい。

#### 記

##### I. 【共通項目】

1. 組合員、多田一夫氏の1月22日の勤務認証について、5月11日協議を行ったが対立のままである。労働基準法第39条に基づき「年次有給休暇」として処理すること。

##### 2. 禁煙・受動喫煙防止に関して

厚生労働省が『通達』によって受動喫煙を、また禁煙については、J R 東海がジェイアールグループ健康保険組合の「禁煙サポートプログラム」に基づき「禁煙運動」を実施している。しかし、サービック従業員の喫煙者は異常なほど多く、禁煙者にとっては極めて劣悪な職場環境である。したがって以下の通り申し入れる。

- ①禁煙・受動喫煙について、会社の認識、見解を明らかにすること。
- ②清水社長以下、会社幹部は禁煙すること。
- ③灰号車、喫煙室の掃除は禁煙者にとっては過酷である。禁煙者は担当させないこと。
- ④環境整備で行う従業員用の喫煙所、喫煙ルームの掃除は喫煙者に行わせること。

3. 「語先後礼」を懲慥しているが、作業着を着衣し、ヘルメットを被っての点呼にはなじまない。止めること。そもそも頭を下げる「礼」とは、元来、相手に対して絶対服従を意味し「首を差し出すこと」であるとも言われている。見解を示すこと。

4. 夏場は40℃を超える作業環境となる、休憩時間にはシャワーを浴びることを了承すること。
5. 勤務認証について、忌引きの途中で休日（特休、公休、休日）が入ると、忌引きの日数が減るのかどうか明らかにすること。
6. 更衣室ロッカーをJR並の大型更衣ロッカーにすること。

## II. 【鳥飼事業所関係】

1. 作業開始を8時40分からとすること。（8時20分からの点呼は毎回、8時25分で終わらない。移動時間に食い込んでいるため）。
2. 作業ダイヤ表に書かれている時間が作業開始時間となっているが、車両が到着してドアが空いた時点から、作業開始時間とすること。
3. 現行の作業ダイヤ時間が、小A 35分、中A 40分、8両編成小A 25分、中A 30分とあるが、全て5分間の延長とすること（見直し点検の時間が無いため）。
4. サービスデッキに置いてある、グリーン車用掃除機をハンディ掃除機（コードレス掃除機）に替えること。
5. 現行、G車作業員が利用しているハンディ掃除機を軽量で吸引力の強い掃除機に変更すること。
6. 巡回指導している指導者の作業を取り止め、その要員をまだ廻っていない業務の見習い等に使うこと。
7. 連続作業を行うときは、1・2、3・4、5・6番線を使用すること（中間車両からは約400m歩かなければならない為）。
8. 番線車掃モップ等を納める箇所を紐でなく、掛け金具に変更すること。
9. 朝の準備体操は勤務時間内とすること。
10. 車掃作業時、他の組との隣番線競合作業は止めること（道具がひとつしかない為）。
11. 夏場に向け、熱中症対策でポカリスエット飲料水（スポーツドリンク）・熱中飴等を詰所に常備すること。
12. 車掃作業連続二本以上の作業は止めること。

13. 翌日作業勤務分担表を前日の昼までに公表すること。
14. 一日の作業本数は8本以下とすること。一本増えることに手当(一本500円)を設けること。
15. 便洗作業は汚損手当(一日300円)を設けること。
16. 一日の作業本数がダイヤ改正以降増えてきた、現行3組体制を4組体制にすること。
17. 二階の詰所を拡大すること(夕方になると長椅子に座れず立っているため。作業が終わったら三階の詰め所に上がるようにすること)。
18. 夜勤者と日勤者の扱いを同じにすること(KYを日勤は行うが、夜勤はやらない)。
19. クロスの共有化に伴い、朝に準備(クロス洗い)時間を10分設けること。
20. 昼の休憩時間を、11時以降で設定すること。
21. クリップライトをもっと明るい物に変更すること。
22. JRや事務総括センターへ用事がある場合など、鉄道電話の使用を認めること。
23. 交1作業で使用しているリターン風道を清掃する掃除機が重すぎるので、軽量化すること。

### Ⅲ.【新大阪第一事業所関係】

#### 1. ダイヤ改正に関して

大掃除廃止に関してダイ改の説明会時に山崎次長が、点呼で美原所長がそれぞれ5億円の減収を力説し従業員の賃金、雇用の危機感をあおった。また『サービック通信』でも「会社は大丈夫なの?」「給料下がっちゃうの?」「仕事がなくなるの?」などと宣伝を行った。しかし、一方で交検特掃・新中そうじAの新設、くんえん消毒本数の増については知らせず、ダイ改後に『サービック通信』で明らかにするという宣伝であった。したがって、

- ①賃金、雇用の危機感をあおったことを全従業員に謝罪し、ダイ改での収支について、明らかにすること。
- ②新しい作業マニュアルを早急に配布すること。更新されていないため現場では混乱が生じている。
- ③新しく採用したオレンジ色のクロスは使いづらく極めて評判が悪い、使いやすいものに取り換えること。

- ④ 1・2番線は同じ号車が2両半、約65メートルの距離がある。1番線にも待機用の椅子を用意すること。
- ⑤ 3月24日のダイヤ改後、1・2番線では臨時便を含めて14本連続の作業が発生した。なんと4時間半連続の作業であった。常識的に肉体の限界を超えた作業であった。今後の多客期を展望したとき何らかの対応が必要だと考えるが認識を示すこと。
- ⑥ 臨時便については、1本200円の手当をつけること。
- ⑦ 1・2番線の「移動禁止合図」は号車によっては全く見えない。現場でも「無理に見なくていい」と指導されている。見えるように設置すること。
- ⑧ 連続作業時、便洗担当は一日中雑巾を洗っぱなしである。雑巾は複数枚持たせること。
- ⑨ 新たに導入したバッテリー方式の掃除機（灰号車対応）は、仕様書によると「煙草、灰を吸ってはならない」と明記してあるという。にもかかわらず、なぜそのような掃除機を導入したのか非常識である。ただちに交換すること。

## 2. 職場環境に関して

- ① 守衛より奥、つまりグリーンゾーンより内側のセキュリティ扉は不必要である。撤去すること。
- ② 従業員が利用する便所の掃除を女性用は女性が、男性用は男性が行うようにすること。
- ③ シャワー室の掃除も同様とすること。
- ④ 待機時間と休憩時間が連動した場合、休憩時間にこだわらず昼食を摂ることを認めること。

## 3. その他に関して

- ① 担当運転士が9号車に出入りする場合、作業者とぶつかりそうになることがある。傷害事故防止のために運転士にも「通ります」と声を出すよう指導すること。
- ② 便洗作業中に便所を使用する運転士がいるが、作業の邪魔である。作業中は使用しないように指導を徹底すること。
- ③ 1・2番線の検修用の自転車を三輪車とすること。1・2番線は作業者が多く、サービスデッキも狭い、とくにエレベーター脇の通路は狭く危険である。早急に三輪車に交換すること。

## IV. 【新大阪第二事業所関係】

- 1. 昼食時に風呂場や長椅子で食事している。男子更衣室内に個室の休憩室を設けること。
- 2. 昼食時に会議室を開放し、食事ができるようにすること。

3. 幹1ホームでクロス等を洗う水場が1カ所しかなく不便である。増設すること。
4. 出向者にも雪落とし作業手当を支給すること。
5. 出向者にもチーフ手当を支給すること。
6. 清掃依頼作業（嘔吐等）に手当（1回500円）を支給すること。
7. ホール内の喫煙ルームの掃除は、喫煙者に行わせること。
8. ホール内トイレの掃除を女性用は女性が、男性用は男性が行うようにすること。
9. 車掃の手待ち時間にホームゴミ箱掃除等の指示作業を廃止すること。
10. 車掃で1人1両9分作業には無理がある、要員を増やすこと。
11. 多客期（ゴールデンウィーク・お盆・年末年始・毎週金・日曜日）はゴミの量が多い、車徹および駅徹波動要員を確保すること。

以上